

交差点カメラ及び交通事故自動記録装置のあり方検討

対象受検機関：警察本部交通部交通捜査課

事務事業の概要	検出事項	改善を求める事項(意見)
<p>1 交差点カメラ</p> <p>(1)概要 大阪府警察が全国の都道府県警察に先駆けて、平成25年3月から、ひき逃げ事件、交通事故及び街頭犯罪が多い交差点に、交通事故捜査及び交通事故抑止効果を目的として設置している。 24時間常時録画され約14日間データが保存されるため、交通事故だけでなく街頭犯罪の捜査など幅広く活用されている。 ・平成26年度末現在の設置数 74交差点、計194台 ・平成27年度末までの新設予定 32交差点、計 76台</p> <p>(2)設置の明示 交差点カメラシステム運用要綱に基づき、信号柱等には「カメラ作動中」と表示された広報板（白地に黒文字、幅12センチ×長さ35センチ程）が設置されている。 これにより、警察官が交差点活動を実施しているのと同様な効果があり、車両運転者や歩行者等に対し緊張感を喚起することで交通事故の抑止に一定の効果が得られるとしている。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>【交差点カメラシステム運用要綱】</p> <p>第3 設置場所等</p> <p>2 交差点カメラの設置場所の明示 交差点カメラの設置に当たっては、設置交差点の周辺の適当な場所に、交差点カメラが設置されていることが通行人等に明らかになるよう表示を行うものとする。</p> </div> <p>2 交通事故自動記録装置（以下「自動記録装置」という。）</p> <p>(1)概要 科学的に交通事故原因の究明を図るため、交通事故が発生した場合に衝突音等を感知し、事故発生前後8秒間の映像等を記録する。 国費により平成12年度から平成16年度までの間に、計73交差点に設置（うち1交差点分は団体からの寄付）。 平成27年7月15日現在、17台が故障の状態である。</p>	<p>1 交差点カメラ設置箇所について現地調査を実施したところ、設置を表示する長さ35センチ、幅12センチの大きさの広報板で、高所に設置されているものがあった（平野警察署管内「瓜破交差点」）。 一方、大阪府警察が街頭犯罪等の抑止も目的として設置している防犯カメラについては、広報板が目線の高さに設置されているもの、大きさ、色等が交差点カメラのもの比べてより視認しやすいものが、現地調査により確認された（南署管内「南署北西角」・西成署管内「JR新今宮駅南側」）。</p> <p>2 自動記録装置については、平成23年度時点で故障が判明していた機器があったにもかかわらず、修理や撤去を行うことなく、平成26年度まで従前どおりの保守点検が行われていた。</p>	<p>1 交差点カメラについては、交通事故等の抑止効果を高めることも目的となっていることから、防犯カメラの例も踏まえ、広報板の大きさ、色、設置場所等について工夫するなど、表示の効果が高まるよう検討されたい。</p> <p>2 故障機器については、判明した時点でできるだけ速やかに修理や撤去を行うなど、適切に対応されたい。</p>

(2) 自動記録装置の故障機器への保守点検実施

機器の保守点検業務は、製造メーカーごとに3社と個別に契約を行っているが、大阪府警察においては、平成26年度当初において修理不能となっている故障機器が14台あることを把握していた。

保守点検業者	契約台数	故障台数	契約金額	故障判明時期
A社	12台	11台	3,693,600円	H23: 5台、H24: 2台、 H25: 4台
B社	30台	3台	4,860,000円	H24: 1台、H25: 2台
C社	31台	0台	10,378,800円	—
計	73台	14台	18,932,400円	

3 交差点カメラと自動記録装置の比較

	交差点カメラ	自動記録装置
設置台数	194台	73台（うち寄付1台）
設置費用負担	府費 385,096,950円	国費 127,491,840円 寄付 2,257,500円
維持費等	減価償却費 143,256,576円 修繕費 216,000円	保守点検費 18,932,400円 修繕費 なし
目的	設置交差点内で発生した交通事故原因の究明、ひき逃げ事件、街頭犯罪等の捜査	設置交差点内で発生した交通事故原因の究明
設置年度	平成24年度～	平成12年度～平成16年度
記録媒体	フラッシュメモリ（4GB） →HDD（750GB）	HDD →VHS（ビデオテープ）
記録方法	常時、フラッシュメモリに保存され、メモリが一杯になるとHDDに書き込まれる。映像はHDDに約2週間保存される。	常時、HDDに約8秒間上書記録が繰り返され、衝突音を感知した際に前後4秒（計8秒）がVHSに保存される。
記録データの取得・取込	必要な際、専用パソコンと脚立を持参し、LANケーブルを接続して行う。	ビデオテープを回収して行う。なお、記録済テープの回収・交換は、定期的に担当者が実施。
捜査活用件数（平成26年中）	280件	23件

措置の内容

交差点カメラは交差点内に設置していることから、その表示板は当該交差点内の信号柱を有効活用し、そこに巻き付ける方法で設置している。信号柱には信号機、歩行者用信号機、道路標識等多くのものが設置されており、防犯カメラの表示板とは設置環境を異にしている。

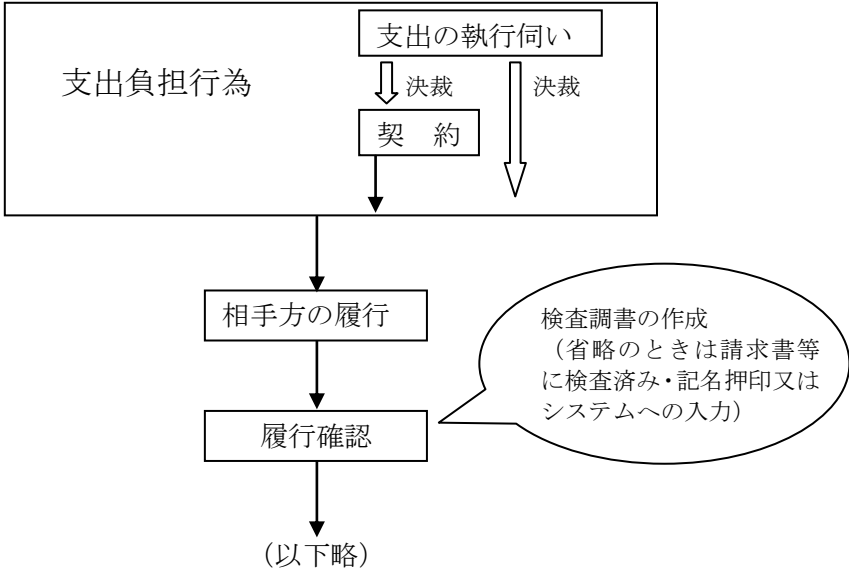
表示板の大きさは信号柱の幅に収まりかつ正面から文字が認識できること、色は交通信号機と見間違えて交通事故を誘発しないこと、設置場所は道路上や低い位置に設置して交通の妨げにならず、落書き・損壊の被害を受けないこと等を考慮し、現在の仕様としている。

本件について検討した結果、表示板の大きさ、色、設置場所等、視認しやすいとの具体的な基準はない上、現在の表示板でも、通常の通行人等からは十分に視認でき、表示効果はあるものと判断した。

交通事故自動記録装置の故障機器については、平成26年当初に修理不能と判明した段階で撤去費用の予算要求を行い、平成27年度に予算が認められたため、今年度中に15台撤去する。残りの機器については、今後予算要求し、措置され次第全て撤去する。

監査（検査）実施年月日（委員：平成27年8月21日、事務局：平成27年5月26日から同年7月17日まで）

経費支出手続きの不備

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の内容								
<p>警察本部 総務部 会計課</p>	<p>ウイルス対策ソフトの購入（契約金額 3,695,922円）について、契約締結する前に納入が行われていた。 また、検査日について、検査調書には平成27年3月19日と記載されていた。</p> <table border="1" data-bbox="448 678 1107 848"> <tr> <td>経費支出伺（決裁日）</td> <td>平成27年2月6日</td> </tr> <tr> <td>一般競争入札日</td> <td>平成27年3月9日</td> </tr> <tr> <td>納入日</td> <td>平成27年3月19日</td> </tr> <tr> <td>契約年月日</td> <td>平成27年3月23日</td> </tr> </table>	経費支出伺（決裁日）	平成27年2月6日	一般競争入札日	平成27年3月9日	納入日	平成27年3月19日	契約年月日	平成27年3月23日	<p>今後は支出手続を十分に理解し、適正な事務処理を行われたい。</p> <p>【地方自治法】 (契約の履行の確保) 第234条の2 普通地方公共団体が工事若しくは製造その他についての請負契約又は物件の買入れその他の契約を締結した場合には、当該普通地方公共団体の職員は、政令の定めるところにより、契約の適正な履行を確保するため又はその受ける給付の完了の確認（給付の完了前に代価の一部を支払う必要がある場合において行なう工事若しくは製造の既済部分又は物件の既納部分の確認を含む。）をするため必要な監督又は検査をしなければならない。</p> <p>【大阪府財務規則】 (契約書の作成) 第64条 契約担当者は、契約を締結しようとするときは、次に掲げる事項を記載した契約書を作成しなければならない。（以下略）</p> <p>【会計事務の手引】 支出の手続</p> 	<p>今回の指摘内容については、契約業者が契約前に納品してきたものである。検査についても契約締結後、契約書に基づき検査したものであるが、検査調書作成時に、検査日を納品日と誤って入力したものである。 今後はこのような誤解を招くことのないよう、適正な事務処理に努める。</p>
経費支出伺（決裁日）	平成27年2月6日										
一般競争入札日	平成27年3月9日										
納入日	平成27年3月19日										
契約年月日	平成27年3月23日										

監査（検査）実施年月日（委員：一年一月一日、事務局：平成27年5月26日から同年7月17日まで）

通勤手当の誤り

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の内容								
岸和田警察署	<p>経済的な経路があるにもかかわらず、別の経路で認定されていたため、通勤手当が過払いとなっていた。</p> <table border="1" data-bbox="448 594 1261 772"> <thead> <tr> <th>過払支給期間</th> <th>既支給額</th> <th>正規支給額</th> <th>過払支給額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成26年11月から 平成27年9月</td> <td>293,570円</td> <td>240,260円</td> <td>53,310円</td> </tr> </tbody> </table>	過払支給期間	既支給額	正規支給額	過払支給額	平成26年11月から 平成27年9月	293,570円	240,260円	53,310円	<p>速やかに是正措置を講じるとともに、通勤手当の認定事務について適正な事務処理を行われたい。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>【職員の通勤手当に関する規則】 第5条 条例第14条第2項第1号に規定する運賃等相当額（以下「運賃等相当額」という。）の算出は、運賃、時間、距離等の事情に照らし最も経済的かつ合理的と認められる通常の通勤の経路及び方法による運賃等の額によるものとする。</p> </div>	<p>当該職員の経路の認定については、職員の通勤手当に関する規則第5条に基づき、適正に認定されていると判断している。</p>
過払支給期間	既支給額	正規支給額	過払支給額								
平成26年11月から 平成27年9月	293,570円	240,260円	53,310円								

監査（検査）実施年月日（委員：一年一月一日、事務局：平成27年5月26日から同年7月17日まで）

対象受検機関	検出事項							是正を求める事項		措置の内容																												
平野警察署	<p>大阪市営地下鉄より J R 環状線を利用する経路の方が安価になるにもかかわらず、大阪市営地下鉄の所要時間の短さ等を優先して認定したため、通勤手当が過払いになっていた。</p> <table border="1" data-bbox="439 634 1519 978"> <thead> <tr> <th rowspan="2">職員</th> <th rowspan="2">過払支給期間</th> <th rowspan="2">既支給額</th> <th rowspan="2">正規支給額</th> <th rowspan="2">過払支給額</th> <th colspan="2">平均所要時間</th> </tr> <tr> <th>地下鉄</th> <th>J R</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A</td> <td rowspan="3">平成26年4月から 平成27年9月</td> <td>365,010円</td> <td>248,670円</td> <td>116,340円</td> <td>49分</td> <td>64分</td> </tr> <tr> <td>B</td> <td>332,280円</td> <td>223,230円</td> <td>109,050円</td> <td>46分</td> <td>53分</td> </tr> <tr> <td>C</td> <td>345,090円</td> <td>232,950円</td> <td>112,140円</td> <td>53分</td> <td>60分</td> </tr> </tbody> </table>							職員	過払支給期間	既支給額	正規支給額	過払支給額	平均所要時間		地下鉄	J R	A	平成26年4月から 平成27年9月	365,010円	248,670円	116,340円	49分	64分	B	332,280円	223,230円	109,050円	46分	53分	C	345,090円	232,950円	112,140円	53分	60分	<p>速やかに是正措置を講じるとともに、通勤手当の認定事務について適正な事務処理を行われたい。</p> <p>【職員の通勤手当に関する規則】 第5条 条例第14条第2項第1号に規定する運賃等相当額（以下「運賃等相当額」という。）の算出は、運賃、時間、距離等の事情に照らし最も経済的かつ合理的と認められる通常の通勤の経路及び方法による運賃等の額によるものとする。</p>		<p>通勤手当が過払いとなっていたものについては、速やかに適正な通勤認定経路への変更措置を講じた。 今後は、経路による運賃等の比較を慎重に行うこととする。</p>
職員	過払支給期間	既支給額	正規支給額	過払支給額	平均所要時間																																	
					地下鉄	J R																																
A	平成26年4月から 平成27年9月	365,010円	248,670円	116,340円	49分	64分																																
B		332,280円	223,230円	109,050円	46分	53分																																
C		345,090円	232,950円	112,140円	53分	60分																																

監査（検査）実施年月日（委員：一年一月一日、事務局：平成27年5月26日から同年7月17日まで）

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の内容																						
松原警察署	<p>1 勤務公署の最寄駅を誤って認定したため、次のとおり通勤手当が過払いとなっていた。</p> <table border="1" data-bbox="433 474 1228 653"> <thead> <tr> <th>過払支給期間</th> <th>既支給額</th> <th>正規支給額</th> <th>過払支給額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成26年4月から 平成27年9月</td> <td>131,730円</td> <td>122,310円</td> <td>9,420円</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 大阪市営地下鉄よりJR環状線を利用する経路の方が安価になるにもかかわらず、大阪市営地下鉄の所要時間の短さ等を優先して認定したため、通勤手当が過払いになっていた。</p> <table border="1" data-bbox="433 856 1418 1024"> <thead> <tr> <th rowspan="2">過払支給期間</th> <th rowspan="2">既支給額</th> <th rowspan="2">正規支給額</th> <th rowspan="2">過払支給額</th> <th colspan="2">平均所要時間</th> </tr> <tr> <th>地下鉄</th> <th>JR</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成26年5月から 平成27年9月</td> <td>478,760円</td> <td>408,410円</td> <td>70,350円</td> <td>64分</td> <td>74分</td> </tr> </tbody> </table>	過払支給期間	既支給額	正規支給額	過払支給額	平成26年4月から 平成27年9月	131,730円	122,310円	9,420円	過払支給期間	既支給額	正規支給額	過払支給額	平均所要時間		地下鉄	JR	平成26年5月から 平成27年9月	478,760円	408,410円	70,350円	64分	74分	<p>速やかに是正措置を講じるとともに、通勤手当の認定事務について適正な事務処理を行われたい。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>【職員の通勤手当に関する規則】 第5条 条例第14条第2項第1号に規定する運賃等相当額（以下「運賃等相当額」という。）の算出は、運賃、時間、距離等の事情に照らし最も経済的かつ合理的と認められる通常の通勤の経路及び方法による運賃等の額によるものとする。</p> </div>	<p>通勤手当が過払いとなっていたものについては、速やかに適正な通勤認定経路への変更措置を講じた。 今後は、最寄駅の確認や経路による運賃等の比較を慎重に行うこととする。</p>
過払支給期間	既支給額	正規支給額	過払支給額																						
平成26年4月から 平成27年9月	131,730円	122,310円	9,420円																						
過払支給期間	既支給額	正規支給額	過払支給額	平均所要時間																					
				地下鉄	JR																				
平成26年5月から 平成27年9月	478,760円	408,410円	70,350円	64分	74分																				

監査（検査）実施年月日（委員：一年一月一日、事務局平成27年5月26日から同年7月17日まで）

備品管理の不備

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の内容										
<p>警察本部 総務部 会計課</p>	<p>府警察では、物品について物品調達システムとは異なる独自のシステムにより管理しているため、備品出納簿を備え、受入れ等の事実を記載する必要がある。 会計課が所管する備品について、備品出納簿の整理状況を確認したところ、下記備品の受入れが記載されていなかった。</p> <table border="1" data-bbox="460 682 1389 861"> <thead> <tr> <th>品種</th> <th>品名</th> <th>受入年月日</th> <th>数量</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>標本及び模型類</td> <td>けん銃</td> <td>平成27年3月27日</td> <td>1</td> <td>441,417円</td> </tr> </tbody> </table>	品種	品名	受入年月日	数量	金額	標本及び模型類	けん銃	平成27年3月27日	1	441,417円	<p>今後は物品管理事務のルールを十分に理解し、適正な事務処理を行われたい。</p> <p>【大阪府財務規則】 (物品の出納の通知及び帳簿の記載) 第80条 物品管理者は、物品の受入れ又は払出しの必要があるときは、出納員に物品の分類を明らかにして出納の通知をしなければならない。 2 前項の通知を受けた出納員は、次に掲げる帳簿を備え、受入れ又は払出しの事実を記載しなければならない。 (1) 備品出納簿（様式第39号）（以下略）</p> <p>【財務規則の運用】 第80条関係 2 出納員は、物品を受入れ、又は払い出すごとに物品出納簿の整理をすることを要し、物品の種類、性質、用途等を考慮して必要がないと認める場合を除き、記帳しなければならない。（以下略） 3 備品出納簿については、物品調達システムに備品の受入れ又は払出しの事実を記録することにより、作成に代えることができるものとする。 ※物品出納簿とは、規則第80条第2項に規定する帳簿をいう。</p>	<p>大阪府警察では独自に物品管理業務をシステム化するとともに、「物品管理業務実施要領」を定め、物品管理業務を行っており、備品についても物品管理業務の一つとして実施している。 本件は、当府警のシステムには入力していたものの、同システム内の出納簿にあつては、財務規則の運用第80条関係3項に定めた「物品調達システム」による記録に該当しないため、今後は紙媒体への転記を確実にを行うよう細心の注意を払い、確認作業を行うことにより、適正な事務処理に努める。</p>
品種	品名	受入年月日	数量	金額									
標本及び模型類	けん銃	平成27年3月27日	1	441,417円									

監査（検査）実施年月日（委員：一年一月一日、事務局：平成27年5月26日から同年7月17日まで）